

障がい基礎・厚生年金請求

無料相談会

その病気やケガ（がん、精神疾患、糖尿病、肢体、難病）は
「障がい年金」を受給できるかもしれませんよ！

公的年金の一つである障がい年金をご存じですか？

年金と言えば、皆さんは、高齢になって受け取る老後の年金を、真っ先に思い浮かべるのではないのでしょうか？また一家の働き手が亡くなってしまったときに受け取る遺族年金を思い浮かべている方もいらっしゃるかも知れません

実は公的年金は、「老齢」と「遺族」だけではなく、「障がい」も含めた、主に3つの保障機能を備えています。しかも「障がい」は3つのポイントを見れば、ガンや糖尿病、精神疾患を含め、ほとんどの病気やケガが含まれます

しかし、障がい年金の制度の存在を知らない人が非常に多く、本来ならばもらえるはずの障がい年金を請求されていないことが多いのです。

その理由は、国や専門家が国民に対して周知しきれていないことや、障がい年金の制度が複雑すぎて把握できていないことがあげられます

障がい年金をもらうためには3つのポイントをクリアする必要があります

①初診日を確定し証明できること

②厚生年金・国民年金の保険料を納めていること

国民年金保険料免除・納付猶予制度の手続きをされている方、
申請できます。(未納とは、ちがいます)

③国の定める障がいの状態にあること (1級・2級・3級) がポイントです

障がい年金に関するご相談をいただく中で「もっと早く知っていたら、本人や心配されているご家族はどれだけ救われたらだろうか」と考えさせられることが度々あります。



障がい年金の「困った、わからない」まずは無料相談を！

道沖祐子社労士事務所

安佐北区民文化センター 小会議室

7月4日(水) 8月1日(水)

時間 9:00~11:45 ☎0826-52-3555